



島根県報

平成22年10月12日（火）

号外 第 167 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第602号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年10月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
一般国道	488号	益田市匹見町澄川イ 2128番3地先から同イ 440番1地先まで	前	A	メートル 3.70～ 31.00	メートル 1,670.00	益田県土整備 事務所 左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	12.00～ 59.00	1,100.00	
			後	B	12.00～ 59.00	1,100.00	
県 道	斐川一畑大 社線	出雲市河下町24番6地 先から同町42番11地先 まで	前	8.00～ 10.00	62.00	出雲県土整備 事務所 交通安全工事 拡幅 迂回路設置	
			後	9.00～ 19.00	62.00		
〃	美都澄川線	益田市匹見町澄川イ 2128番4地先から同イ 843番1地先まで	前	7.00～ 17.00	34.00	益田県土整備 事務所 拡幅	
			後	28.00～ 68.00	34.00		

島根県告示第603号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年10月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	横田多里線	仁多郡奥出雲町横田1035番2地先から同23番2地先まで	メートル 216.00	平成22年 10月12日	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所	
〃	〃	仁多郡奥出雲町横田132番6地先から同1292番2地先まで	210.00	平成22年 10月12日		